

最高裁の婚外子相続分規定の違憲判断について（声明）

本日、最高裁判所大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は、婚外子相続分規定を憲法違反であると決定しました。

法制審議会が17年も前に婚外子相続差別撤廃や選択的夫婦別姓制度導入の民法改正の法律案要綱を答申したにもかかわらず、現在まで法改正には至っていません。

最高裁大法廷が95年に規定を合憲と判断した際、「国会における立法作業によるべきである」と補足意見が付されていました。03年以降は「極めて違憲の疑いが濃い」として、立法府に法改正を促し、大阪高裁も11年8月、「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と厳しく指摘しましたが、国会は裁判所の重い判断を受け止めることなく放置しました。

今回、最高裁が95年の合憲判断を見直したことは、立法府に期待できないと判断した司法の並々ならぬ決意の表れと受け止めます。

しかしながら、婚外子の当事者の苦しみや不利益を考えると、あまりにも長い時間を要しました。また、国会質疑で「合憲」判断を理由に法改正に慎重な意見が出たことは、最高裁が立法不作為を助長してしまったと指摘せざるを得ません。

国会が最高裁の違憲判断を真摯に受け止め、一日も早く民法改正することを切望します。

2013年9月4日

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク